

厚生年金保険・国民年金事業の概況 (令和2年12月現在)

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

1. 総括

(1) 適用状況

- 令和2年12月末の国民年金と厚生年金保険（第1号）の被保険者数は、6,298万人であり、前年同月に比べて、24万人（0.4%）減少している。

表1 制度別適用状況

	事業所数	被保険者数(人)			標準報酬月額 の平均(円)
		総数	男子	女子	
厚生年金保険(第1号)	2,491,461	40,607,316	24,889,500	15,717,816	313,016
船員以外	2,487,312	40,556,223	24,838,407	15,717,816	312,890
一般男子	・	24,837,946	24,837,946	・	354,954
女子	・	15,717,816	・	15,717,816	246,417
坑内員	・	461	461	・	363,449
(再掲)短時間労働者	37,776	525,189	137,756	387,433	145,940
船員	4,149	51,093	51,093	・	413,339
国民年金	・	22,368,998	7,634,087	14,734,911	・
第1号	・	14,201,488	7,452,116	6,749,372	・
任意加入	・	183,259	65,407	117,852	・
第3号	・	7,984,251	116,564	7,867,687	・
合計	・	62,976,314	32,523,587	30,452,727	・

注. 厚生年金保険(第1号)の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

(2) 給付状況

- 令和2年12月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者数（同一の年金種別を除く延人数）は、4,476万人であり、前年同月に比べて、4万人（0.1%）増加している。

注. 厚生年金保険(第1号)の受給(権)者とは、厚生年金保険受給(権)者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給(権)者及び短期要件分の遺族厚生年金受給(権)者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

表2 制度別年金受給者数

(単位:人)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険(第1号)計	35,708,837	15,483,038	14,102,830	464,516	5,640,310	18,143
旧共済組合を除く	35,368,804	15,282,135	14,038,645	461,947	5,568,389	17,688
旧法	804,421	276,213	207,730	30,040	273,131	17,307
新法	34,546,063	14,999,844	13,830,088	430,939	5,285,192	・
(再掲)基礎あり	26,623,940	13,961,223	12,301,173	293,400	68,144	・
基礎または定額あり	26,352,947	14,026,582	12,326,365	・	・	・
基礎繰上げあり	1,983,855	585,086	1,398,769	・	・	・
基礎繰上げなし	24,369,092	13,441,496	10,927,596	・	・	・
基礎及び定額なし	2,476,985	973,262	1,503,723	・	・	・
船員保険(旧法)	18,320	6,078	827	968	10,066	381
旧共済組合計	340,033	200,903	64,185	2,569	71,921	455
旧法	90,344	65,410	2,067	998	21,414	455
新法	249,689	135,493	62,118	1,571	50,507	・
(再掲)基礎あり	195,172	134,501	59,352	1,318	1	・
国民年金計	35,868,495	32,822,743	929,614	2,027,106	89,032	・
(再掲)基礎のみ共済なし・旧国年	7,576,565	5,491,375	401,889	1,652,359	30,942	・
旧法抛出し	715,335	383,636	286,364	37,137	8,198	・
新法基礎年金	35,153,160	32,439,107	643,250	1,989,969	80,834	・
(再掲)基礎のみ	7,977,198	6,170,641	116,752	1,660,698	29,107	・
(再掲)基礎のみ共済なし	6,861,230	5,107,739	115,525	1,615,222	22,744	・
福祉年金	14	14	・	・	・	・
合計	44,758,234	34,210,071	2,671,919	2,196,904	5,661,197	18,143

- 注1. 厚生年金保険(第1号)の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
2. 新法老齢厚生年金(第1号)のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 人数の合計は、厚生年金保険(第1号)と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。
4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R 共済、旧N T T 共済、旧J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者をいう。
5. 「基礎あり」は、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。
6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
7. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
8. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者をいう。
9. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法抛出しに計上している。

○ 令和2年12月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者の年金総額は、49兆8千億円であり、前年同月に比べて、4千億円（0.7%）増加している。

注. 厚生年金保険（第1号）受給（権）者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

表3 制度別受給者年金総額

(単位：百万円)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	25,561,948	17,204,472	2,476,446	320,361	5,555,719	4,949
旧共済組合を除く	25,169,926	16,911,523	2,462,157	317,989	5,473,419	4,838
旧法	836,623	435,932	78,222	35,222	282,509	4,738
新法	24,296,523	16,457,964	2,383,652	280,713	5,174,193	・
(別掲)基礎年金	18,152,071	9,869,639	7,966,531	250,365	65,537	・
船員保険(旧法)	36,780	17,627	283	2,053	16,717	99
旧共済組合計	392,022	292,949	14,289	2,372	82,300	111
旧法	165,155	137,675	976	1,410	24,982	111
新法	226,867	155,274	13,313	962	57,318	・
(別掲)基礎年金	145,009	100,303	43,613	1,091	1	・
国民年金計	24,233,803	22,176,768	214,756	1,752,648	89,630	・
(再掲)基礎のみ共済なし・旧国年	4,928,027	3,374,055	92,029	1,434,575	27,368	・
旧法拠出制	291,775	189,485	65,970	32,652	3,668	・
新法基礎年金	23,942,028	21,987,283	148,786	1,719,996	85,962	・
(再掲)基礎のみ	5,461,467	3,963,847	26,372	1,440,580	30,668	・
(再掲)基礎のみ共済なし	4,636,252	3,184,571	26,059	1,401,922	23,700	・
福祉年金	6	6	・	・	・	・
合計	49,795,756	39,381,246	2,691,203	2,073,009	5,645,349	4,949

注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

2. 年金総額には一部停止額を含む。

3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者の当該年金の年金総額である。

4. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の年金総額である。

5. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。

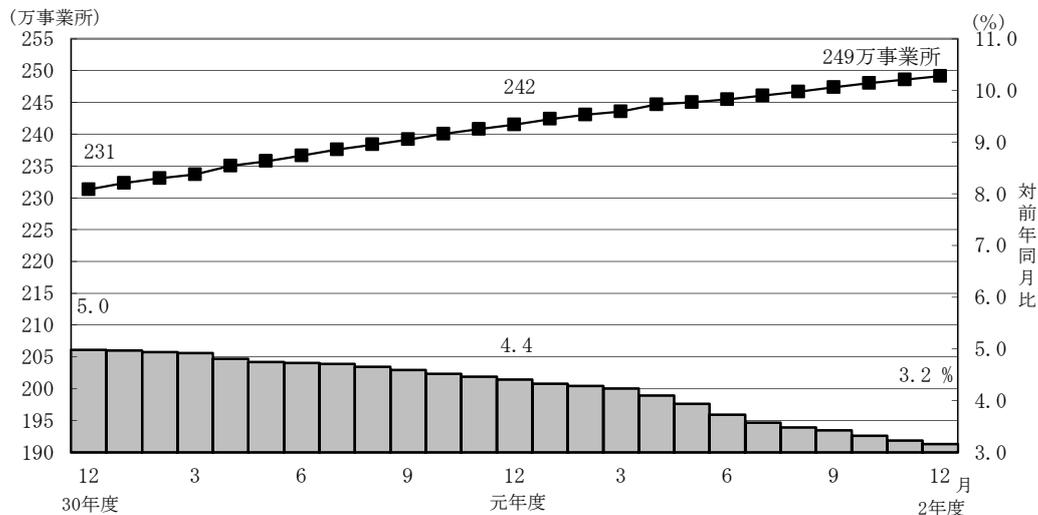
6. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

2. 厚生年金保険

(1) 適用状況

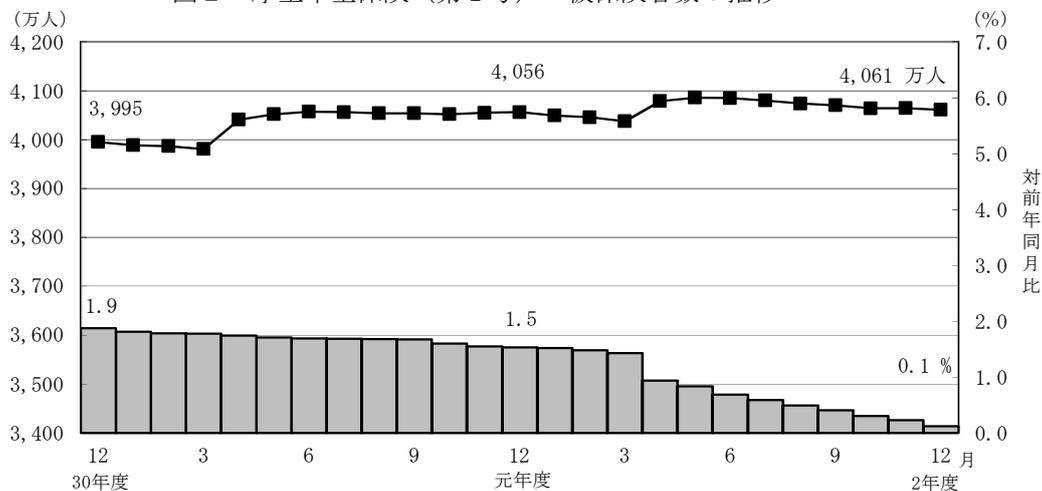
○ 令和2年12月末の厚生年金保険（第1号）の適用事業所数は249万事業所であり、前年同月に比べて8万事業所（3.2%）増加している。

図1 厚生年金保険（第1号）適用事業所数の推移



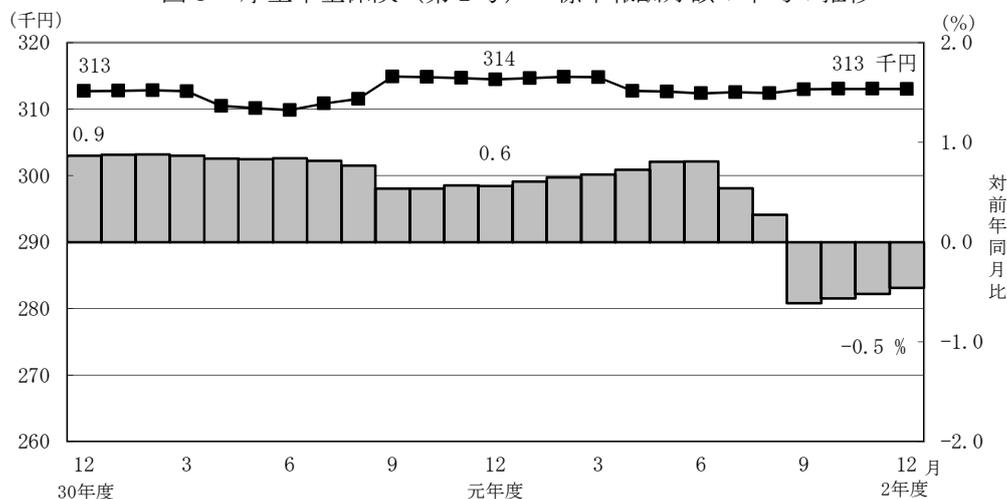
- 厚生年金保険（第1号）の被保険者数は4,061万人となっており、前年同月に比べて5万人（0.1%）増加している。内訳をみると、一般男子が2,484万人（対前年同月比10万人、0.4%減）、女子が1,572万人（対前年同月比15万人、1.0%増）、坑内員が5百人（対前年同月比34人、6.9%減）、船員が5万人（対前年同月比7百人、1.4%減）である。

図2 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移



- 厚生年金保険（第1号）被保険者の標準報酬月額の前平均は、31万3,016円となっており前年同月に比べて0.5%減少している。内訳をみると、一般男子は35万4,954円（対前年同月比0.5%減）、女子は24万6,417円（対前年同月比0.0%増）、坑内員は36万3,449円（対前年同月比0.3%減）、船員が41万3,339円（対前年同月比1.7%増）である。

図3 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額の前平均の推移

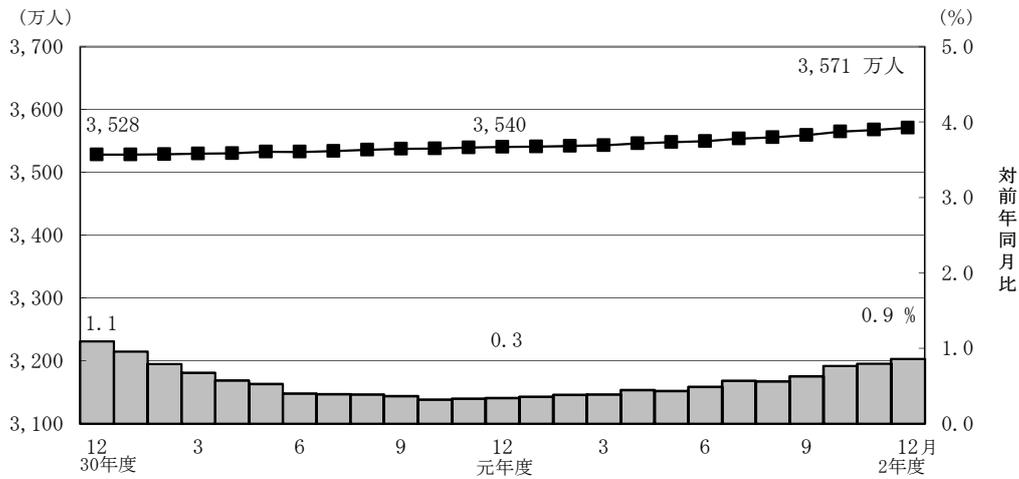


- 厚生年金保険（第1号）被保険者に係る賞与支給事業所数は62万事業所、賞与支給被保険者数は2,329万人、標準賞与額の前平均は48万6,239円となっている。

(2) 給付状況

- 令和2年12月末の厚生年金保険（第1号）受給者数は3,571万人（旧法厚年分80万人、新法厚年分3,455万人、旧法船保分2万人、旧共済分34万人）で、前年同月に比べて30万人（0.9%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は2,959万人（旧法厚年分48万人、新法厚年分2,883万人、旧法船保分7千人、旧共済分27万人）で、前年同月に比べて23万人（0.8%）増加している。
- 障害給付の受給者数は46万人（旧法厚年分3万人、新法厚年分43万人、旧法船保分1千人、旧共済分3千人）で、前年同月に比べて2万人（3.5%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は566万人（旧法厚年分29万人、新法厚年分529万人、旧法船保分1万人、旧共済分7万人）で、前年同月に比べて5万人（1.0%）増加している。

図4 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移



- 令和2年12月末の厚生年金保険（第1号）の受給者に係る老齢年金の平均年金月額 は、14万6,259円となっている。

- 令和2年12月末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険（第1号）の受給権者数は5万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は17万人となっている。

表4 雇用保険の給付と厚生年金保険（第1号）の受給権者に係る老齢厚生年金との調整

	失業給付								
	件数（人）			総停止年金額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和2年7月	40,309	23,596	16,713	23,024,674	19,844,160	3,180,514	47,600	70,083	15,858
8月	44,861	26,127	18,734	25,593,645	22,024,402	3,569,243	47,542	70,248	15,877
9月	47,319	27,507	19,812	26,907,820	23,135,319	3,772,501	47,387	70,089	15,868
10月	48,032	27,874	20,158	27,253,094	23,410,460	3,842,633	47,283	69,989	15,885
11月	48,162	28,162	20,000	27,693,501	23,887,191	3,806,310	47,917	70,684	15,860
12月	45,749	26,534	19,215	26,156,054	22,497,827	3,658,227	47,644	70,657	15,865

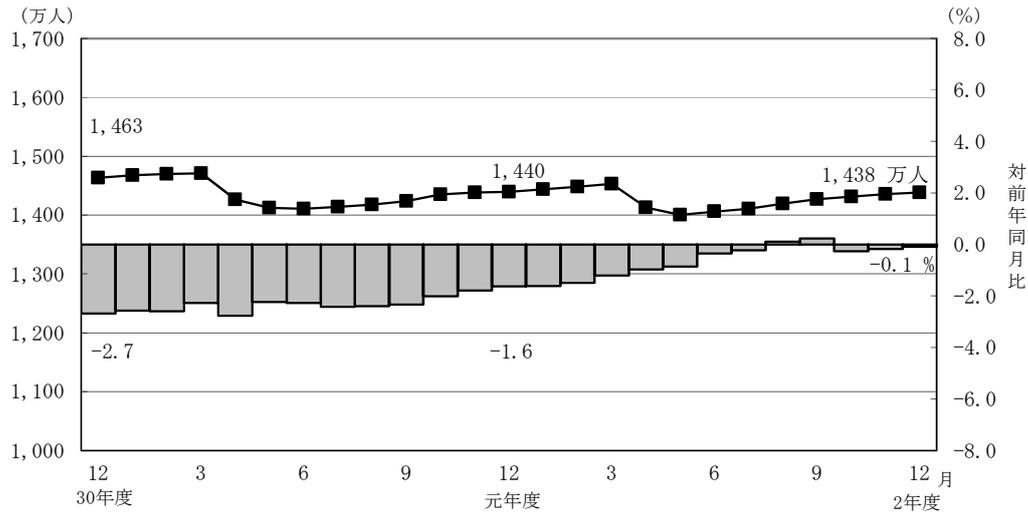
	高年齢雇用継続給付								
	件数（人）			高年齢雇用継続給付による停止総額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和2年7月	162,401	154,956	7,445	21,306,792	20,632,396	674,397	10,933	11,096	7,549
8月	162,755	155,137	7,618	21,270,325	20,586,668	683,657	10,891	11,058	7,479
9月	161,261	153,853	7,408	21,404,881	20,708,401	696,480	11,061	11,217	7,835
10月	161,473	153,943	7,530	21,384,552	20,678,021	706,531	11,036	11,194	7,819
11月	163,768	155,834	7,934	21,579,601	20,849,180	730,421	10,981	11,149	7,672
12月	165,652	157,365	8,287	21,769,018	21,008,612	760,407	10,951	11,125	7,647

3. 国民年金

(1) 適用状況

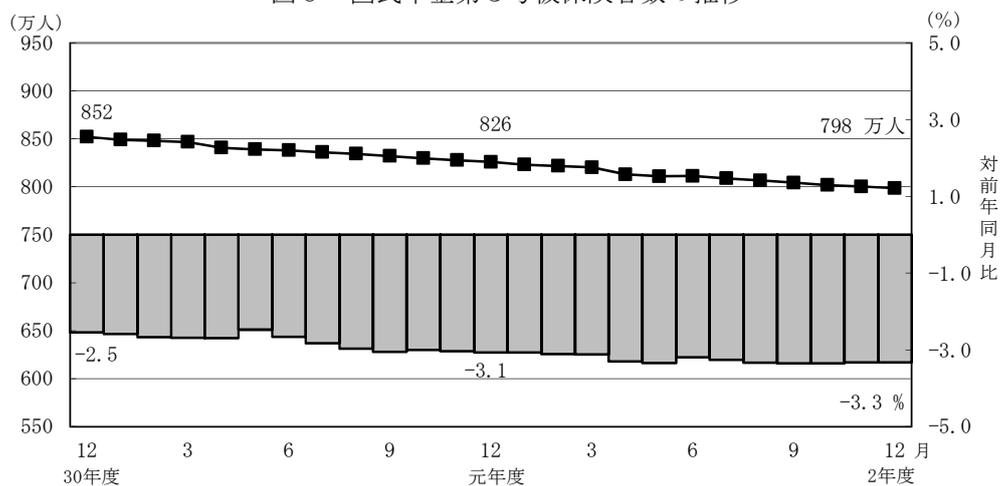
- 令和2年12月末の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は、1,438万人となっており、前年同月に比べて1万人（0.1%）減少している。内訳をみると、男子は752万人（対前年同月比3万人、0.3%増）、女子は687万人（対前年同月比4万人、0.5%減）である。

図5 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



- 第3号被保険者数は798万人となっており、前年同月に比べて27万人（3.3%）減少している。内訳をみると、男子は12万人（対前年同月比3千人、3.0%増）、女子は787万人（対前年同月比28万人、3.4%減）となっている。

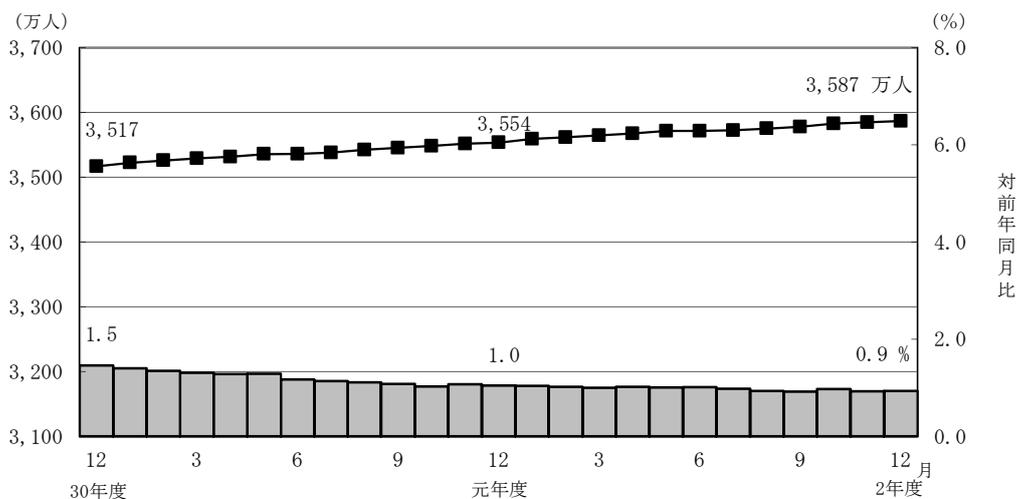
図6 国民年金第3号被保険者数の推移



(2) 給付状況

- 令和2年12月末の国民年金受給者数は3,587万人（旧法拠出制72万人、基礎年金3,515万人）で、前年同月に比べて33万人（0.9%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は3,375万人（旧法拠出制67万人、基礎年金3,308万人）で、前年同月に比べて29万人（0.9%）増加している。
- 障害給付の受給者数は203万人（旧法拠出制4万人、基礎年金199万人）で、前年同月に比べて4万人（2.1%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は9万人（旧法拠出制8千人、基礎年金8万人）で、前年同月に比べて2千人（2.4%）減少している。

図7 国民年金受給者数の推移



- 国民年金の老齢年金・25年以上の受給者の平均年金月額は、令和2年12月末で5万6,304円となっている。
老齢年金・25年以上の新規裁定者（受給者）の平均年金月額は、5万4,283円となっている。
- 旧法老齢年金受給権者及び同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金の老齢給付の受給権者について繰上げ受給の状況を見ると、12月は新規裁定者1万人のうち繰上げ受給権者が1千人となっており、繰上げ受給率は5.6%である。なお、令和元年度新規裁定者の繰上げ受給率は6.1%となっている。